

Title	神話伝説に表徴される剣術(刀剣)についての考察(1)
Sub Title	A study on the Swordsmanship (swords) symbolized by myths and legends (1)
Author	金子, 國吉(Kaneko, Kunikichi)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1977
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.17, No.1 (1977. 12) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00170001-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00170001-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 神話伝説に表徴される剣術(刀剣) についての考察(1)

金子 國吉

1. は じ め
2. 刀 剣 呪 儀
3. タケミカヅチノ神の伝承
4. ま と め

## 1. は じ め

剣術の起源については資料文献ともに皆無である。しかし、今日の剣道が民族の伝統、文化の一面を象徴するものであることは明らかであり、これが維持継承はその呼称の変遷とともに長い期間と優れた関係者によって進展をとげ今日にいたっていることもまた確かである。

原始古代の剣術について先学の著書<sup>(1)</sup>による概要は次のごとくにまとめられる。

神話神代の武器は竜神の造る御剣、御太刀、神の武器に八握剣、九握剣、十握剣があり、その他に矛、弓矢の名称を列挙す。そして、細戈千足の国、尚武戦闘に優れている民族を強調している。特に刀剣については、尊重し、神聖視するとともに、その操法に秀で、その利用の効果は靈妙な力の認識によるものとして二三の例をあげその事実を述べている。例えば、伊弉諾命、素盞鳴命、天照大神、垂仁天皇、神功皇后、神武東征等における超靈力の刀剣の事実である。その他の著書<sup>(2)</sup>をみても大きな差はない。

古事記、日本書記、各風土記に語られる神話の世界は、いずれもその氏族が、かつては古き時代にもっていたもので、真実で神聖な超自然の力をもつ神々によって人間、動物、植物、社会、政治組織がつくられる、神々の創造に起源のあることを説明する。事物の起源を知ることはそのものを支配することと同意である。いわば虚構の歴史である。しかし、神話を作り、それを継承していた人々は、真実で神聖な歴史として語っているのである。

神話は宗教儀礼と結び、人間関係を規制し、社会機構を維持する。もし宗教儀礼が変るなら

---

\* 慶應義塾大学体育研究所教授

## 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

神話もまた変り新しい社会がそこに誕生したことを意味する。かかる思想は未知なるもの、異質なもの、それが信仰であれ、技術であろうとも拒否することなく受容する態度であり、原始古代の人々の生活に密着する思想であった。それは時間を超越した伝承の累積でもある。生産、生殖、悲しみ、喜びの記録であり、物語であったことは確かである。

本稿は神話上において、刀剣は本来武器である事実として語られる。したがってその操法もまた存在したことは否定できない。それにもかかわらず神器、聖具としての性格がより強く表現される。この事実は当時の人々の現実と直結した心的表現として受けとめ、刀剣の操法もかかる観念の中に埋没し語られているものとして捉えたい。単なる名称の列挙や物語の羅列としてではなく、そのような事実についての本来の姿の妥当性について論究しようとするものである。

## 2. 刀 剣 呪 儀

我が国の神々は農耕生活から誕生したものが多い。しかしそれのみではなく狩猟文化から生まれた神々や神話伝承もあったはずである。縄文期より弥生期にいたる思惟や信仰習俗は必ずしも判然としないが、その遺跡、遺物からは何等かの形で生産と生活の呪術をうかがい知ることができる。例えば“火”の信仰を語る火炎型土器、蛇の造形をほどこした土器がある。火は火山、落雷の猛威から火食、暖、土器焼成の呪力を示し、蛇は原始農耕の暴霊である。つまり蛇神の取扱いが生産の成否を変化させうるものとして呪祭されたものであったろう。<sup>(3)</sup>

虚構の歴史は神々と人間との重要な出来事を物語る神聖な語<sup>カタリ</sup>ごとの世界に属す。その生成と展開は語<sup>カタリ</sup>の場を媒体として継承する。そして口から耳、耳から口と受継がれた神話はやがて読む神話へと移行するとともに変貌する。次に読むことによってその秘儀性は薄れ、信仰性は枯渇する。記録を手段とした神話の継承や展開は物語の場を主体に継承された神話伝承の世界とは異質のものとならざるを得ない。そして本来の神話はその投影を祭儀や芸能などに残留することになる。

現存する神話は八世紀初頭中央において成書化された政治神話の要素が強い。しかし原神話は長期に亙る諸地方、諸氏族の伝承が幾度か複合され重層して完成したものであることは事実である。いわゆる出雲神話、日向神話、高天原神話、天地創成神話である。勿論その内容は地域性を示すのみではなく、高天原、天地創成神話を加えた時代には、その勢力圏、文化圏の移動やまた神話の形成段階を示すものでもある。

我が国の信仰は数千年の長期に及ぶ縄文期の固有信仰（原始呪術）と、これに性質的類似をもつ北方系シャーマニズム、南方系宗教的要素が併存混淆し吸収され、別に一つの信仰形態を形

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

成している。しかし民族文化の基礎となったのは稲作文化であり、その古い伝承を語るのが出雲、日向の伝承であろう。例えば天皇発祥の地が日向に設定、系譜の中で母系の主流を語っているが、<sup>(4)</sup> 確かなことは朝廷の儀式、即位式に隼人の奉仕する海神の歌舞が行われ記紀編纂に名残りを留めていたということである。勿論形式化した名残りであっても古い本義は考えねばならない。ヒコホホデミノ命の出誕の物語は皇子の出誕と養育の儀礼神話であり、出雲とは別の儀礼を語る。海神信仰を語る伝説で水の呪儀の巫女的な隼人系の伝承である。これは宗儀的霊能は血統的に継承されるものではなく、出誕、成人、支配者は通過儀礼によって取得するという古代人の共通の思想を物語る。海人たちは水の呪儀（出誕儀礼）における宗儀的母子関係を通して皇子と結びついた戦力でもあり、水と結びついた稲の稔りのための呪術舞踊（久米舞）を舞うことになる。

かかる原始古代人の信仰の中に刀剣はどのような意味をもって語られるのか。例えば弥生期中葉の細形銅剣と呼称される剣はその多くを半島からの渡来とされる。そして後期に出現する広鋒型銅剣は我が国で造られるとともに実用的形態を離れたものとなる。この事実をもって弥生期の人々は武器を軽視したことはない。精巧な弓矢、鉄製の太刀、鉾、戈などの攻撃的武器を使用している事実からも明らかである。支配者となるためには精巧な武器を数多く所有することが必須の条件であることは、何時の時代にも共通する事柄である。武器の祭器化は、おそらく大陸文化の影響を受け、特に刀剣文化は大陸の刀剣伝説に発し我が国の風土、慣習に適合変容していたものと推測してよい。在来の石器、土器に加えてこの新しい金属の祭器と原始祭儀は縄文期の呪術信仰よりも盛行し、かつ周期的に行われていたものとみてよい。このことはまた原始古代の統治表現にも関連するものである。しかし刀剣文化の領域の広いことは確かである。<sup>(5)</sup>

刀剣に関わる神話の根義は武器としての価値において語られるが、現代とは異なる。その観念は使用する行為そのものよりも、その原動力となった儀礼の試練を語ることが重視される。すなわち霊剣の由来、優れた効果を授かった神秘性が大切なのである。例えば狩猟において獲物を倒した弓矢には、その霊が乗り移るとの観念で霊威の宿る弓矢として重視する。戦勝を語る霊剣についても、その神秘的体験を重視する観念である。しかし武器としての事実は変るものではない。さらに加えて神話は“火”の儀礼と“水”の呪術が対比して語られる。特に武神としての雷神の伝承は火と水に共通する信仰として注目してよい。特に出雲系神話に登場する神々に山岳系雷竜信仰の多いことは民族の自然信仰の段階で天体信仰よりも原初的かつ普遍化していた信仰は火雷信仰であったことが推測される。<sup>(6)</sup> したがって、これに伴う火の発生や使用など自然と生産に関わる内容の多いことは確かである。例えば、スサノヲ命の伝承は、天上界では農耕と祭祀の暴神として追放され、一転して出雲においては国土経営神的性格をもって

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

語られる。暴神的性格は祖型として火雷神の系譜をもつ、また高度の高天原の武力と農耕技術の伝播の緒を開いたものと解してよい。しかし出雲の側よりすれば高度の文化をもつ神々の出雲巡行であり、神々の降臨として（天ツ神）仰がれたもので、それは旅の異神であった。この性格は国主となる資格を得る苦難と試練の儀礼を経て大国主命に受継がれる。すなわち国土経営の呪宝であるスサノヲ命からの生太刀、生弓矢（祭政的支配力の象徴）、天ノ詔琴（宗教的靈威の象徴）を受継ぎ国土経営にあたる。勿論、記紀編纂に際して政治的に意図されたものであるが、やはり広い信仰の伝承をその中に含むものと解してよい。出雲風土記によっても父祖幾代の辛苦と努力によることを示し、その統治を象徴する呪宝生太刀、生弓矢、詔琴と「吾独り(7)して、何でも此の国を得作らむ。孰れの神と与にか吾は能く此の国を相作らまし」とあるごとく天上からの依帰神の協力によるものであった。この事実は古代における諸儀礼（仮死、再生、結婚）を経て司霊者、支配者となる儀礼と由来が神話的に語られ、その時に祖神から与えられた神器、呪具は王位の印である。文化史的には地的宗儀と天的宗儀の交替を示すもので、神々の交替による文化形態を示すものである。それは祭祀と政治形態、農耕文化を携えて天降る長い交渉の信仰化である。中ツ国にとっては先進文化勢力の渡来という現象が降臨伝承の中に含まれているとするならば、それによってもたらされた変革の内容は高度な「火」の技術、特に金属、土器焼成技術の渡来も含まれていたものであろう。

また天孫の日向降臨に天忍日命、天津久米命の記述は「天ノ石鞆を取負ひ、頭推ノ太刀取佩き、天ノ波士弓取持ち、天ノ真鹿兎矢を挟み」とある。兵士たちの使用した石ツツイ、カブツツイの刀杖名から推測すると、一般にはそれほど鉄器の普及は考えられない。神武伝承には弓箭、矛、槍の武器名があり、刀剣には十握剣、蠅斫ノ剣、都牟刈太刀、生太刀、大葉刈、神戸剣、師霊が記載されている。このことは一部上級者においてはすでに鉄器が使用され、その威力を発揮していたものであろう。天ツ神の技術は職能部族として扈従し、武器の需要は実戦の経験を徴して改良工夫されるどころが多かったものであろう。紀に記載される崇神天皇七年、八十万の群神を祭り、天社、国社及び神地、神戸を定む。同十年、四道將軍。同十三年、戸籍調査、租庸徴集。同六十年、出雲神宝奉獻は、ヤマトの武將が短い庇のついたマビサツノカブト、裾の開いた短甲、頭推の直刀を吊り、梓弓、槻弓をもち、青葛の胡録を負い、手首に鞆をつけ、金色に輝く姿は文化の遅れた地方の人々にとって神の姿にふさわしく、神人としての印象を深めたものであったろう。史的には部族神への干渉を通じて氏族社会的国家建設の過程であり、同時にそれまでの神々の地位と天皇、人臣を結ぶ祭政的形態が窺知できるのである。さらに記紀、景行天皇の条、ヤマトタケルと宮簀姫の伝承は宮簀姫の奉斎した靈剣草薙剣が三種の神器の剣と同一視され、タケルによって熱田の地にもたらされる。「尾張風土記」逸文に「桑の木に掛けた靈剣が夜光り輝き、此剣神氣宜奉斎之為吾形影と命じたので以立社熱田、郷為名

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

也」と。「熱田社縁起」に「ヤマトタケルの死後、久しく霊剣を安置せるも、光彩が続き霊験著しく、姫は社を建て霊剣の遷すことを謀り、其地に楓樹一株あり、自からの炎で焼け、水田中に倒れても火焰は消えず水田は熱す、よって熱田社と号す」と。

このような物語は本来ヤマトタケルと関係のない尾張土着の霊剣譚があって、古くから熱田の地名由来譚として伝承されていたものが後にヤマトの皇子に結ばれたものと解してよい。出雲神話の宮廷に流入することによって、この神剣が出雲の大蛇の尾から出現するという神話上の剣とも同一視されることになったもので、同一の刀剣ではなく同一の信仰によって創造され結ばれたものと推測してよい。<sup>(8)</sup>

想定されるように天孫族の地上に招来した事業は水田水稻の開拓であろう。しかしその記憶の中には狩猟時代の信仰も残留していたことも事実である。前述のごとくその中心的存在であった火雷神に竜蛇神が習合することにより水霊となる神話の根義は水神との交霊にある。現実的には、刀剣は霊力の宿る剣であり、ヤマトを支配する大王の資格を象徴する呪具であった。剣霊は雷霊、火雷と同一信仰の線上にあって雷神の性格を示す。特に加工物としてその属性を示し憑依する依代は細長く尖鋭な器物、金属製で、鍬、鉏、刀剣、甲、楯などに表現される。<sup>(10)</sup>中でも典型的な雷神の依代であるつぎ、たちは、農具である鍬、鉏との関わりを後に武神となる雷神の農耕的性格の中にみることができる。すなわち先行文化である土器、瓮、甕と雷神との関係である。土器の守護霊としての火雷信仰、原始の自然観としての火雷が強く意識されていたものであろう。

原始古代を通じて“火”の尊重は神聖な呪儀を伴う。火の保存と継承の基本的な意義はその必需性尊重の外に火に対する霊威信仰である。その不可知な効用と破壊力は至上の支配権につながり、管掌すなわち首長の特権に進展する。<sup>(11)</sup>火とその神の信仰は基本的な民俗であったがため、やがて火の神の系譜は首長権につながる。さらに巨大な天上の火である太陽や、垂直に落下する雷火の神性が支配権を表徴していたものであろう。換言すれば、王位継承の資格をもつ原像に火雷神格の表象が存在し、継承の儀礼には火の呪術と芸能を伴うようになったとも推測できる。

注 (1) 「剣道の発達」下川 潮著、大日本武徳会本部、大正14年7月、74～80頁。

(2) 「剣道」高野佐三郎著、書房高原、昭和48年覆刻、243～246頁。

「剣道及び剣道史」高野弘正著、平凡社、昭和9年12月、317～328頁。

(3) 「古代祭祀伝承の研究」山上伊豆母著、雄山閣、昭和48年1月。

(4) 「我国民間信仰史の研究」堀 一郎著、昭和50年2月、東京創元社、19頁。

(5) 「図説日本の歴史」三品彰英編、昭和39年4月、集英社、224頁。

(6) カモワケイカツチノ神、アジスキタカヒコネノ神、スサノヲノ神、三輪山伝説、カツラギ山伝説等。

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

- (7) スサノヲノ命の御子磐坂日子命の伝説、天甕津姫命の国巡り、八東水臣津野命の出雲国引き伝説。
- (8) 「古代伝承と宮廷祭祀」松前 健著、昭和49年4月、塙書房、303頁。  
出雲—砂鉄—鉄剣  
熱田—銅剣
- (9) 前掲(4)書、369頁。  
祝詞の中に「毛の鹿物,毛の柔物」。神供として重視されている。天之麻迦古弓(天之真鹿兎弓),天之真鹿兎矢の名称もみられる。
- (10) 前掲(3)書、52頁。
- (11) 前掲(3)書、193頁。  
日継,火継の語のごとく王位継承権を表す形容語になってくる。三輪大物主神—雷竜神,大穴持神—火山の表徴,火の神,スサノヲノ命—火雷神,その他の例が多い。

### 3. タケミカヅチノ神の伝承

剣道史においてタケミカヅチノ神は剣神として登場するが、はたしてこの神の性格は神話においてどのように位置づけられているのか。

天地創成神話において、イザナギノ命が火神カグツチを斬った十握剣イツノヲハバリノ神(イツノヲバンリノ神)の子,子孫として,そして刀についた血が岩石に走りついて多くの男女の自然神(神霊)が次々と誕生している間に,突如としてタケミカヅチノ神,またの名をタケフツノ神,トヨフツノ神という周囲とは系統も性格も異なる名の男神が調和を破って出現する。

次にその活躍は,出雲国譲り神話において稲佐ノ浜に天降り,交渉に際し剣鋒踏座の様態を示す。

次いで神武東征に際し海上から熊野に到るとき,突風のため困難を極め稲飯命は剣をもって海水をかきたて海に入り鋤持神となり,熊野においては神熊出現によって夢幻状態となったとき,高倉下の庫の底板に剣立落下させる物語。

さらに崇神朝の三輪山の神々を祭祀する大物主神とオホタタネコの間係を語る系譜の中に,この神の名が記載される。

タケミカヅチノ神の名称を記紀によってみると,次のごとくにまとめられる。<sup>(1)</sup>

#### 古事記

建御雷神—出雲国譲り,神武東征。

建御雷之男神—火神被殺,出雲国譲り。

建甕槌命—崇神記神々の祭祀。

#### 日本書記

武甕槌神—火神被殺,出雲国譲り。

武甕雷神—神武東征。

神名の用字はその神の本質を表現するといわれる。甕,雷が対立して使用されていることは

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

記紀神話におけるこの神の地位を考慮することが必要である。その神名は記伝によると、タケ（武）ミ（イ）カ（叢）ツ（の）チ（霊）と一般的に理解され継承されている。その本性は雷神とするのが定説である。雷神としてのタケミカヅチノ神は雷光の表徴として刀剣をもつという信仰があり、刀剣信仰と結ばれるというのである。すなわち火霊，雷霊，剣霊は同一信仰線上にあったことを示す。同時に土器の信仰にも深い関係を有していたことがその神名から理解できる。

神名の原義を求めると、「建」は火雷神系に多い。例えばタケミカヅチ，タケフツ，タケミナカタ，タケウチノ宿禰等がある。タケル，タケの動詞形タケブは勇猛の意，ブは振る。古語のタケブは声を出して叫ぶ意はなく，声を出す場合は「誥びて」となる。自己を元気よく現わす事を意としている。また火雷の神格を有する天孫が火の呪儀によって出生するとき「誥ぶ」という動作（現象）が伴う用例がある。紀のアタカシツヒメ（サクヤヒメ）の伝承である。一夜にして妊娠し，ニニギノ命の疑惑を招き「火を放けて室を焚く」とき「其の火の初め明るきときに躡み誥びて出ずる児，自ら言いたまわく，吾は是天神の子，名は火明命……」次に「火の盛りなるときに躡みて誥びて出ずる児……火進命……」，「火災の衰るとき躡みて誥びて出ずる児……火折命……」，「火熱を避けるときに誥びて出ずる児……吾は是天神ノ子，名は彦火火出身命……」と。したがってタケル名が武力的，軍事的に結ばれる以前は自然神的勇猛神であって火雷神格を有していたものと解することができる。<sup>(2)</sup>

甕（ミカ）は土器である。ミカが聖器である所以は中空の容器であることである。用途として考えられるのは貯蔵，運搬，煮沸，供献，埋葬などである。ミカは大型の形状を意味しているが，その製造は困難であり，他の土器に比較し大切に取扱われたものと推測できる。民族神話発生の時期と考えられる縄文弥生期は食糧，水の長期貯蔵のため土中に埋め使用したことが考えられる。これが大地の神の観念と結ばれる。また埋葬には甕棺がある。底部の穿孔は死者と大地との交流という信仰が生まれ，甕は魂の安息，再生の容器として機能していたものであろう。<sup>(3)</sup>

“火”の呪術は金属生産以前から土器焼成には必須である。前述のごとくミカツチは土器の精霊であって火神の出生（火の焼成）によって生まれる。“火”を媒介として金属器（アメノヲハバリノ剣）となり，剣霊フツノミタマと一対となって中ツ国に降下する火雷神である。火神被殺の条はタケミカヅチノ神の出現を物語るが，記紀によって整理すると次のごとくである。<sup>(4)</sup>

#### 古事記

##### I 火神を斬った剣によって出現する神

##### 1) 十握剣についた血が聖なる石群に走りついて出現する神

イ，イハサクノ神

ロ，ネサクノ神



神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

ハ、イハツツノヲノ神

2) 本についた血が聖なる石群に走りついて出現する神

ニ、ミカハヤヒノ神

ホ、ヒハヤヒノ神

ヘ、タケミカヅチノ神

亦名、タケフミノ神

亦名、トヨフツノ神

3) 手上に集まる血が指の間より洩れて出現する神

ト、クラオカミノ神

チ、クラミツハノ神

II, 火神の死体に出現する神

八神一神名略す。

III, 十握剣の名一アメノヲハバリノ神

日本書記 第六ノ一書

I, 火神を斬って三段とする。おのおの神となる。名なし。

II, 剣の刃よりしたたる血。

天ノ安河にある五百の岩群となる。

イ、フツヌシノ神の祖

III, 1) 剣の鐔よりしたたる血がそそいで神となる。

ロ、ミカハヤヒノ神

(タケミカヅチノ神の祖)

ハ、ヒハヤヒノ神

別伝、ミカハヤヒノ神

ヒハヤヒノ神

タケミカヅチノ神

III, 2) 剣の鋒よりしたたる血がそそいで神となる。

ニ、イハサクノ神

ホ、ネサクノ神

ヘ、イハツツノヲノ神

別伝、イハツツノヲノ神

イハツツノメノ神

III, 3) 剣の頭よりしたたる血がそそいで神となる。

ト、クラオカミノ神

チ、クラヤマツミノ神

リ、クラミツハノ神

日本書記 第七ノ一書

火神を斬って三段とする。それぞれ一段は、

イ、イカツチノ神

ロ、オホヤマツミノ神

神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

ハ、タカオカミノ神

日本書記 第七ノ一書別伝

火神を斬るときに、その血がそそいで天ノ八十河中にある五百の岩群となる。これによって出現する神。

イ、イハサクノ神

ロ、ネサクノ神

ハ、イハツツノヲノ神

ニ、イハツツノメノ神

ホ、フツヌシノ神

記と紀第六ノ一書は三分類の後、さらに八神の出現を語るまとまった形態をとっているので後の作意がみられる。また後述のごとく記には特別の意図が準備されているので、これらに焦点をあわせて各伝承を比較すると、

紀第六ノ一書 I の伝承は火神を斬り三段とす、それぞれより神々が出現するという内容からみて、紀第七ノ一書の伝承と同種とみてよい。記にはこの伝承はないが、記 II の火神の死体の各部分に神々<sup>(5)</sup>が出現する伝承はこの変形とみてよい。

次に、紀第六ノ一書 II の伝承は火神の血、剣の刃よりしたたる血（火焰）と、天ノ安河（八十河）の岩群との出会いを中心とする伝承で、紀第七ノ一書別伝と同種とみてよい。

紀第六ノ一書 II と III を比較すると III はいずれも火神の血がそそいで神となるというだけで火神の血が何にそそいでいるのかの記述はみられない。これは紀第七ノ一書別伝のように火神の血が岩群にそそぐというのが本来の伝承であったと推測できる。特に紀第六ノ一書 III の(2)に出現する神が紀第七ノ一書別伝に出現する神と同一であり、紀第六ノ一書 III の(2)に欠けているフツヌシノ神が紀第六ノ一書 II に出現する神として記述されていることは、紀第六ノ一書の伝承にある II と III (2)の合わせて一つの伝承であったと推測できる。この伝承と紀第七ノ一書別伝の伝承は同種の伝承とみてよい。

次に紀第六ノ一書 III (3)の伝承に出現する神は記 I (3)と一致するもので同一の伝承とみてよい。記 I (3)の伝承は火神の血の表現について、I の(1)(2)はいずれも岩群に走りつくのに対して、I (3)は指の間より洩れる表現となっている。この表現はこの伝承の内容を考慮して I の(1)(2)と同じ表現とせず、特に内容に即したものとして語り留められたものと推測し注目すると、出現する神の名はいずれも火山に関係して解することができる。記 I (3)及び紀第六ノ一書 III (3)はおそらく火山を神聖視するところの火神の伝承と考えてよい。

以上のごとく比較し理解が許されるとすれば、紀第六ノ一書には注(5)のごとく三種の火神の伝承が集められていることになる。この様態は記の伝承 I (1)(2)(3)と同じである。しかし記の伝承は紀第六ノ一書の伝承に対して大きな相違がある。三種の同じ伝承を語りながら記はフツヌ

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

シノ神の名を語っていない。この神は物部氏にゆかりの深い石上神宮の靈劍フツノミタマの神格化であるが、これを語らない記の態度は物部氏の劍神の否定でもある。しかし記の伝承では火神を斬った十握劍をアメノヲハバリノ神として特設している。本来この物語は火神カグツチが殺されることによって“火”の利用が人々によってはじまったことを語る伝承であったろう。すなわち自然の火→文化の火という伝承の投影であり、火神の死と復活を語るものである。記は劍神フツヌシノ神を否定し、代わりにアメノヲハバリノ神を特設した理由はここでは理解できない。次の国譲り条の伝承を検討しなければならない。

前述のごとくこの神の本性は土器生産の甕の神として登場するが、国譲り条では大国主命を承服させ高天原に復命する国土平定の神として活躍することになる。この伝承は甕の本性を示さず国土平定の武神、劍神として終始している。特に稲佐ノ浜における十握劍を逆さまにさし立て、その劍先に趺坐する表現は劍神として具現されているのである。またこの伝承の信仰的意味は、おそらく地方の土着信仰の対象を中央祭祀に編入することを語るものであろう。土着巫覡の呪力にまさるシャーマンを送り服属させる祭政権献上の伝承である、信仰服属の巫儀である。劍先趺坐の表現は海浜の呪術を示すもので、これがため八重事代主神は海中に、建御名方神は力競べに敗れ科野国州羽ノ海に果てることになる。したがって国譲り条の根儀は海における服属の巫儀と考えてよい。古代信仰に伝統する鎮魂儀礼であって、その信仰は海洋に発するものでその例は多い。ではこの神の神格としての劍神の表現をそのまま認められる妥当性はどうか。

タケミカヅチノ神は常にフツヌシノ神と一対の神として降臨伝承の先遣として登場しているが伝承の系譜は次のごとくである。

#### 古事記

天照大神—タケミカヅチノ神

#### 日本書記

高皇産靈神—フツヌシノ神、タケミカヅチノ神

#### 紀第一ノ一書

天照大神—タケミカヅチノ神、フツヌシノ神

#### 紀第二ノ一書

天ツ神（高皇産靈神）—フツヌシノ神、タケミカヅチノ神

この組合せは、

天照大神—タケミカヅチノ神

高皇産靈神—フツヌシノ神

に整理される。この伝承のいずれが古いのか、異なった伝承なのか、ということは別として高皇産靈神—天照大神という図式が定説である。

次に両神の伝承はどちらが文献上に巾広い記述がなされているかを比較すると、フツヌシノ

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

神は古風土記に出雲、肥前、常陸の巡行神、征討に登場する。タケミカヅチノ神は古風土記に登場しない。この相違から推測すると平国の剣神としてはフツヌシノ神が本来出雲側にあり記憶されていたが、タケミカヅチノ神は記紀のある種の伝承という限られた範囲の中での剣神であったことが明らかである。

次に神武東征の神剣降下の伝承であるが、前述のごとくタケミカヅチノ神は自からの代りとして国譲り条で国土平定に使用した神剣を降下させる。記紀による記述は、

#### 古事記

神剣の名をサジフツ、亦の名をミカフツ、フツノミタマ。この神剣は石上神宮に坐す。

#### 日本書記

時に武甕雷神、高倉下にかたりて「予が剣、号をフツノミタマという」と。

タケミカヅチノ神の所持する剣、それは自からを見現する神剣であると同時に物部氏にゆかりの深い石上神宮の神剣フツノミタマでもあることを意味する。タケミカヅチノ神がここでフツヌシノ神と重層し成立する剣神である。したがってタケミカヅチノ神の本性は剣神であったのではなく、新しい神である天照大神の登場とともに本来の剣神であったフツヌシノ神と代ることによって国譲り交渉の武神、剣神として成立したものと考えてよい。

では、その本性が甕の神であったタケミカヅチノ神が剣神フツヌシノ神と入れ代って記に登場するのは何故か、何故このようなことになったのか。この配慮は、天照大神の葦原中ツ国の遣使について諸神に問う中に、「天ノ安河の河上の天ノ石屋に坐す、名はイツノヲハバリノ神、これを遣すべし、もし亦この神にあらずば、その神の子建御雷之男神これを遣すべし」と。

この神は火神カグツチを斬った十握剣の神格化した神である。その神の子であるからタケミカヅチノ神も剣神である。この配慮された設定は火神被殺ノ条でアメノヲハバリノ神を特設して工夫がほどこされているのである。イツノヲハバリノ神とは記では亦名で結ばれている同一神である。

この剣神であったフツヌシノ神の否定と抹殺の意味は、剣神としてのタケミカヅチノ神の登場と、アメノヲハバリノ神の特設という火神の伝承に剣の働きを強調するためのものと推測してよい。本来の意味は剣の威力によって火神は死ぬ、その結果タケミカヅチノ神の誕生という印象を与えるためであった。したがってこの神の武神、剣神としての資格は本来のものではなく、記が国土平定の神、武神として記憶されていたフツヌシノ神を慎重に排除して、この神の資格を国譲り条でタケミカヅチノ神にふりあてたために生まれた性格である。

要するに前以て火神被殺ノ条で火神を斬る十握剣を強調し、この剣をアメノヲハバリノ神として設定し、タケミカヅチノ神の誕生にこの剣の威力が作用することを伏線として、国譲り条では遣使として一度アメノヲハバリノ神に剣神登場を整備し、その子として、代理として登場

させることであった。したがって剣神としてのタケミカヅチノ神は主として古事記によって演出創造された神であることが理解される。

次いで神武東征ノ条のタケミカヅチノ神の資格とその根義は何を意味するのか。この伝承は前述のごとく天ツ神から神武の守護を託されたタケミカヅチノ神が自からの身下りとして天降らせた霊剣の威力によって天皇は回生し賊を平定する剣神、武神の姿として登場する。皇室を守護するタケミカヅチノ神の資格は完了する。根義は剣を入手することによってその生命力を回復するという剣による鎮魂の呪術の思想である。天皇の鎮魂祭の祭具の筆頭は太刀である。神剣降下という伝承と宮廷の鎮魂祭との関連を位置づける神楽歌に石上神宮の剣による物部氏の鎮魂が行われたことを推測させる。本来の伝承は物部氏の石上神宮のフツノミタマの神威を語るのがその原型とみてよい。後に物部氏が衰え、代って藤原氏が宮中の祭祀権をにぎってから、物部系の色彩を払拭し説話面でも己れの氏神タケミカヅチノ神を立ててフツヌシノ神を降ろすという筋立てを作ったものであろう。

物部氏は神剣フツノミタマを奉斎することによって天皇に仕えた氏族であり、一応継体朝頃（AD500年頃）といわれる。したがって石上神宮の奉斎はイワレヒコ祭祀伝説よりも新しい文化段階であろう。

フルノ社と呼ばれる石上神宮は布留川の水口に神域として物部氏がフツノミタマの神剣を祀った古社である。フツノミタマは天ツ神の御霊代として天降る霊剣の人態化された姿である。「垂仁紀」に剣一千口を作り忍坂邑に納め、後に石上に移す、その剣を川上部と呼び、記には川上部を定めたとある。この記述はそのまま史実とは考えられないが、ただこの神宮はかつて大和朝廷の重要な神庫であり軍事、祭祀の代官でもあった。物部大連氏がフツヌシ、フツノミタマ、伝来の十種の神宝などとともに、その管理、徴集が委ねられていた体制が存在していて、その由来としての説話が残されていたものであろう。史実として五、六世紀頃諸国の神宝の検校、献上（出雲、出石族の八種の神宝）などのため軍団をひきいて征討、鎮定を行った物部氏の物語である。

また、この霊剣の別名はアカハダガトモと呼ばれている。それは古代の聖色である丹塗の神剣であったがためであろう。<sup>(8)</sup>

石上に集められた呪具と呪術儀礼は多くの宮廷神話を生み出していることは否定できない。<sup>(9)</sup>しかし石上神宮の歴史は必ずしも明らかではない。ただ現存する神宝の中に七支刀があり、鉄盾（五世紀前半）がある。古い時代から武器、武具の神社であったことは確かである。大陸から導入された呪具刀剣の類が石上神宮の神宝となったことは注目してよい。<sup>(10)</sup>

記紀の伝える矛や刀剣の概念は「神武紀」は宇陀川上流の水神祭りを国はじめとする物語り、「崇神、垂仁紀」は布留川の石上社の奉斎の物語と両者は相似してはいるが相違も大きい。

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

前者では水界を支配する呪杖を持った椎根津彦が祭祀用の土器を作り水口の神祭りを行っているが、後者では神剣アカハダガトモ一千口を作って石上の庫に納め、赤盾、赤矛八竿を以て神祭りを行っている。神祭りの神器、呪具が異なる。土器時代→刀剣（金属）時代に移行している。水神、地神の祭政→天ツ神の祭政を意味している。「垂仁紀」27年条に「祠官に令して兵器を神の幣とすることを占わしめたところ吉とでた、そこで弓矢及び横刀を諸々の神たちの社に納めた、……けだし、兵器をもって神祇を祭るのはこの時が始めてである」と。紀が伝承史料をまとめ選述する祭政史が土器より刀剣、武具の時代に移ったことを意味する歴史観が察知される。

さて、タケミカヅチノ神が自から降下することなく代りに靈剣フツノミタマを降下させる意味は、既述のごとくタケミカヅチノ神が登場するのではなく、国譲り条と同様フツヌシノ神と交替する方法の一つとして剣神アメノヲハバリノ神の代りに降下することであった。この交替の発想は勿論後に演出されたもので、タケミカヅチノ神が物部氏に深い関連をもつ石上神宮の神剣を自己の剣として降下させるという不自然さをうかがわせているのである。要はタケミカヅチノ神が武神、剣神への完成として造り出された神ということである。

また、この物語の中に高倉下という者が「夢の中で天ツ神が横刀フツノミタマを下し給い、目が覚めると倉の中にこの横刀が降っていた」と、横刀を献上した剣立落下の伝承を語っている。<sup>(12)</sup>

この高倉下は人名として語られているが、この名称より推測すると、本来甕の神としての性格をもっていたタケミカヅチノ神を登場させるためとも考えられる。この名称は高床倉庫の下部を意味するものと解するならば食糧貯蔵のためのものである。この倉下の所有者、管理者も倉下と呼称されたかも知れない。棟を破って落下する表現は雷神を表現するものと推測できるもその結びつきは弱い。これについては、靈剣伝承そのものの性格が物部氏と関連しないので、記紀成立に際して物部氏の氏族に関わる人物として新たに書き加えたものであろう。高倉下がこの伝承の中ではじめから存在した人物ならば物部氏と何等かのつながりがなければならぬが、それを見出すことができないからである。<sup>(13)</sup>

この高倉下伝承の背景を推測すると、弥生式文化の到来は水稻耕作がはじまり、堅穴甕の食糧貯蔵法から高床倉下と変わる。しかしその観念はやはり威力ある神によって守られるということである。守護神もこの変化につれて新しく創造されたものであって、新しい文化とともに新しい観念の神が祭られるということである。堅穴の甕の中の食糧の守護神であったタケミカヅチノ神が高床倉下の守護神に移行していったことを推測させる。神殿の上に心の御柱として、神の依代として榊、土器が埋められる形態はタケミカヅチノ神が食糧守護の祭祀につながっていたことを示す投影と考えてよいかも知れない。

タケミカヅチノ神が靈剣を降下させる意味は、再生された武神、剣神としての性格からみて

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

当然ではあるが、何故剣が倉下に落下しなければならないのか、また記の表現のごとく霊剣が神座のように何故逆さまに倉に立っていたのか、この意味については剣神としての性格からは理解できない。本来の甕の神としての本性と表現から考える方が妥当である。

次に、タケミカヅチノ神と一対の神として記紀に登場するフツヌシノ神との関わりをみなければならない。

フツヌシノ神（経津主神）の伝承は紀の国譲り条で活躍する。この神は前述のごとく火神カグツチを斬った剣の血であるイホツイワ（五百箇磐石）を祖として生まれることから推測して鉄鉱石から生まれた剣神である。

肥前国風土記、三根群物部郷条に物部経津主神と記載されているので物部氏と関る神であることは理解される。フツヌシノ神の国土平定の伝承は前述のごとく物部氏が石上神宮の霊剣の威力をもって征討する記憶にささえられて成立したものであろう。この石上神宮の霊剣は記にサジフツノ神、ミカフツノ神、フツノミタマとも記載される。その所有者をタケミカヅチノ神としていることは物部氏のフツヌシノ神から藤原氏のタケミカヅチノ神という伝承の主役の変更を示唆している。藤原氏という豪族の氏神であったという事実を考えるならば整理統合の産物であり、七八世紀頃は各氏族の原譜の塗り変えの盛んな時代という背景が考えられる。

常陸国風土記、信太群条で、天降り荒ぶる神たちを平定し、剣、その他の武器を残して昇天する神をフツノ大神と記載する。この神名から推測すると、もっとも素朴な名称であったと思われるフツノミタマという剣そのものを尊崇した呼び名から、サジフツノ神、ミカフツノ神、フツノ大神と次第に人格神として神名を整えてきたものであろう。

ヌシの神名については紀の編纂に際し高天原の神々の位置づけにおいて新しく設定された名称といわれる。すなわち神統譜に組込まれた神々は、すでに古くから存在し信仰されていた神々であっても系譜編成に際し変更改味せられたものであろう。例えば、天御中主神→ニニギノ命→神武=天ツ神、スサノヲノ命→大国主命=国ツ神、の図式から国ツ神の中にヌシの神名を持つ神々が多く、内容は天ツ神の秩序に対して国ツ神の服従秩序が定まるとい性格をもっている。ではヌシの語は神話にどのような意味をもっていたのか。これについては、かつて自然物、器物、機能そのものが神と考えられ、それらの神々の把握は、ミヅチ、シホヅチ、野ヅチ、出ヅチ、ヤマツミ、コトダマ、クニタマなどの神名表示となって残っている。かかる神々の觀念に続いて性格表示として、ムチ、カミ、ミコトなどの敬称を加えて呼ばれる神々が人格神としての色彩を強くして語られるようになる。しかし、このような神名の推移もその表示からみる限りでは、神々の成立の原核としての器物や機能とはまったく離れたものとはなっていない。それにもかかわらず神名にヌシをつけて呼ばれる神々の意義には、大きな変化がみられる。

ヌシ（主）は所有、支配、管掌を意味する主の側にたつ言葉である。例えば大国主命は大国を

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

支配する神であり、大汝神、国魂神とは神名では質的に異なる。またヌシの神名をもつ神々は支配被支配、所有被所有という政治的、社会的性格をもつ神である。<sup>(19)</sup>

記紀神話は天皇への神聖付与の物語であるがため、天皇を中心として高天原が構想され、神々が系譜されたものである。したがってこの時代にはタケミカヅチノ神、フツヌシノ神はすでに天孫降臨の先遣として天孫に属し使役される火雷神の性格をもって活躍することになる。思想的には天孫は大陸的な天神信仰に発し、その移動は次第に火雷神の垂直落下に習合せられ、さらに上級の天ツ神の配下に編成されたものであろう。

次いでタケミカヅチノ神は大物主神からオホタタネコにいたる系譜の中に記載される。この伝承は崇神朝三輪山神祭であるが、一応三輪山の神の原伝承を核として五世紀中葉～六世紀初頭に三輪山の神を祭祀するようになった三輪氏によって改変された伝承といわれる。「大物主大神の祟りによって疫病が流行し、人民が死に絶えようとしたとき大物主神の夢の御告げによってオホタタネコを河内美努村に見出し、神主として御諸山に大三輪大神を祭って災をさけた」物語である。続いて大物主神とオホタタネコの関係に及ぶ系譜に<sup>(20)</sup>

大物主神  
陶津耳命—活玉依毘売  
(武茅淳祇)……一書  
└─櫛御方命—飯肩巢見命—建甕槌命—オホタタネコ

陶津耳命、オホタタネコ、三輪氏は土器生産に関わる名称である。この名称に含まれるヌエ、チヌは紀の記述ではオホタタネコを発見した茅渟県陶村と関わる名称であることが予想される。この地は須恵器生産の遺跡をもつ地域で、新しい土器である須恵器生産から呼称された地名である。三輪氏は埴輪のワ、また須恵器生産に関わる氏族である神直(ミワノアタヒ)のワと同様に土器を意味する語である。

クシミカタ、イヒカタスミの意味は不明ではあるが、一応カタは造型の道具とする説を参考にすれば土器生産との関連がみいだされる。すなわちタケミカヅチノ神がこの系譜からも甕の神であったことが理解される。したがってこの神の本性は甕の神であって剣神、武神の性格はもっていない。

では、タケミカヅチノ神が剣神、武神として記紀に登場する機縁となったのは何か。

前述のごとくミカの神は大地に守護される信仰の世界、地母神の信仰によって生みだされるが、甕にはしばしば地霊である蛇の形象が収められ、守護霊の具体化として装着されている。この推移は蛇→雷神→剣→武神の交流である。すなわち蛇のシンボルを持つ甕の神が剣神、武神に変改する意味がなければならない。<sup>(21)</sup>

前述のごとく火神被殺の伝承で火の信仰を媒介として、甕に関わる神と剣神フツヌシノ神が併記されていることに暗示される。鉄生産に関連する人々も火神を祭っていたと予想すれば、



#### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

火の伝承を通して二つの伝承が記憶されていたのかも知れない。須恵器と鉄の生産に共通するのは高度な火熱の利用である。剣と甕の関連が期待できる。イソニシキ命、茅渟県にて剣一千口を作る記述と須恵器生産も茅渟県陶邑である。しかし両者の具体的な結びつきはない。想像すればある生産集団がタケミカヅチノ神の剣神、武神化を進め造形を行ったのではないかということである。理由は記紀に登場するタケミカヅチノ神の像に強い発言力をもつ氏族が関連することは明白である。この事実は藤原氏との関連である。続日本紀、宝亀八年（777年）「……内大臣従二位藤原朝臣良継病めり、その氏の神、鹿島社を正三位に、香取社を正四位上に叙す」と。鹿島社は藤原氏の奉斎したことを示す記事である。しかし鹿島社の祭神については注(16)のごとく水神、交通神、武神という性格が重層し、土地神から信仰圏を拡大し、東北経略の拠点となって変貌をとげてきたものと推測される。この神が鹿島の祭神となるのは「武甕槌神、<sup>(22)</sup>是ニギハヤヒノ神の子、今常陸国、鹿島神、是也。」(古語拾遺)とあり、鹿島社とタケミカヅチノ神が登場するのは777年～802年頃と推測される。<sup>(23)</sup>

#### 4. ま と め

記紀が天皇支配を物語る神話として展開するときには大地の霊の信仰と深く関わる甕の神タケミカヅチノ神は、おそらく古びた神として忘れ去られる運命にあったと推測してよい。またこの神は特定の氏族に結びついた神でもなかった。一般の人々の生活と生産者集団の人々に支持された神と考えてよい。したがって氏族の祖先神、守護神としての存在ではない。このような性格の古い歴史をもっていたタケミカヅチノ神に記紀神話の重要な役割と鹿島社の祭神という二つの姿を付与し、藤原氏が自らの氏族神として形成した新しい性格のタケミカヅチノ神は、記紀神話において物部氏の伝承に発したフツヌシノ神との地位交替の展開をみせ、鹿島社ではフツノ大神と共通する伝承をもつ鹿島大神と入れ代る。いずれも物部氏の伝承を新しい神によって継ぐ立場に立っているとみてよい。

この目的は、藤原氏が天ツ神の命により皇室を守護する名族であるという印象を深め、また東北経略の意味をもつ鹿島社の神をタケミカヅチノ神とすることによって藤原氏自身の立場の強化を計ったものであろう。

甕の神であったタケミカヅチノ神は記紀神話伝承に最終的成立時期から奈良朝末期にかけての藤原氏の政治的展開とともに武神、剣神への道を歩み、さらに藤原氏の氏神への道を歩み変貌をとげてきた神であって、剣術史に名を留めるような性格の神ではなかったといえてよい。むしろフツヌシノ神を剣術史の祖神として強化すべきであらう。

〔附記〕 本稿は昭和51年度学事振興資金による研究である。

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

- 注 (1) 「天皇の系譜と神話 (2)」吉井 敏著, 昭和52年1月, 塙書房, 3~4頁。
- (2) 「古代祭祀伝承の研究」山上伊豆母著, 昭和48年1月, 雄山閣, 88頁。  
記一天高原神話「イツノヲタケビ踏みタケビ」  
神武紀一「雄誥びしたまふ」  
顕宗紀一「雄誥びして曰く」……「誥びて曰く」
- (3) 前掲(1)書, 97頁。
- (4) 天地創成神話。イザナギ, イザナミは諸々の神(海, 河, 石, 草木, その他)を生み最後に火神カグツチを生むときに死す。黄泉国に行く。イザナギは怒りカグツチを斬る。黄泉国に追ひかけ逃れ帰る。禊をし神々が生まれる。最後に天照大神他二神が化生する。
- (5) 前掲(1)書, 23~26頁。  
① 火焰と天ノ安河(八十河)の岩群との出会いを中心とする伝承, 岩根を裂く火焰の威力を神格化したイハサク, ネサクノ神の出現にはじまり, 石のもつ聖性(イハツツはイハツチー岩ツ霊)がとり出され, 最後に剣神フツヌシノ神が出現することを語る伝承で, 鉄鉱石より鉄をとり出し, これを剣にきたえる技術集団の伝承してきた火神の伝承であったと思われる。  
② 火神の血(焰)がそそぐ結果としてミカハヤヒ, ヒハヤヒノ神, そして甕の神格であるタケミカツチノ神が出現するので, この伝承は土器生産に関与していた人々の火神伝承であったと思われる。  
③ 火神の指間より洩れる表現は, 神名より考えて火山に関係する。肥前風土記に高久(タカク)の峯の神を高来津座(タカツクラ)と呼んでいるので, 高来の火山神と理解される。クラオカミは火山現象を起す神, クラミツは温泉の神格化とすると, 火山溶岩の流出, 温泉湧出と考えてよい。火山を神聖視した人々の火神伝承であったと思われる。
- (6) 前掲(1)書, 27頁。
- (7) フツノ大神, ワカフツヌシノ神を含めて物部氏が霊剣フツノミタマを先頭にした征討の歴史であろう。
- (8) 古墳から出土する鏡, 剣が硫化水銀の朱(辰砂)がつめこまれていることは剣が鏡と同様に神器, 呪具であることを示すとともにアカハダガトモの名称を連想させる。
- (9) 「古代伝承と宮廷祭祀」松前 健著, 昭和49年4月, 塙書房, 115頁。  
古い鎮魂呪法の一形式が儀典化したものに鎮魂祭がある。旧事本紀に, この儀礼は本来病魔療法として魂の呼び返しに意義があった。天神本紀に物部氏の祖神ニギハヤヒノ命天降りに際し, 詔して天璽瑞宝十種を授けた。またスサノヲノ命の八岐大蛇を斬ったオロチノアラマサ, 蛇の韓鋤の剣など神宮に納められ物部氏が管理していたともいわれる。この呪法が宮廷に組込まれる。では, 鎮魂祭を石上のタマフリに求めてよいのか, 勿論石上の神剣そのものが使用されたか否かは別として, その資格において使用されたことは間違いない。その根義はスサノヲノ命, 大国主命につながる生太刀, 生弓矢であり, 古くは巫覡が使用したタマフリの呪具であった。悪霊退散の武器であった太刀と弓矢, 石上の神体フツノミタマはこれを象徴する。
- (10) 「石上神宮宝物目録」石上神宮, 昭和49年10月, 28頁。  
鍛鉄製, 剣身の左右に三つの枝刀を交互に造り出した特殊な形態である。書記, 神功紀52年に百濟から鏡一面などと共に献上された七枝刀一口に該当するものといわれる。  
29頁, 日の御楯と称し, 模様は五世紀の革楯にも類例がある。鉄板鋳留技法は鋳留短甲に通ずるものがあるので, その年代を両者の併存する五世紀後半とする説がある。
- (11) 「日本武器概説」末永雅雄著 昭和46年2月, 社会思想社, 125頁。  
赤盾八枚, 赤矛八竿を以て墨坂の神を祀り, 黒盾八枚, 黒矛八竿を以て大坂の神を祀る。盾と矛の併用と武器を以て神を祭る古代の風習が知られる。
- (12) 前掲(9)書, 115頁。  
この伝承は石上神宮の鎮座縁起でもあるが, その思想は前述の如く物部氏の伝来の宝剣フツノミタマによる天皇のタマフリに奉仕したことを中心としているものである。
- (13) 前掲(9)書, 115頁。

### 神話伝説に表徴される剣術（刀剣）についての考察(1)

高倉下は旧事本紀によると、物部氏の祖神ニギハヤヒの子で天香具山命の別名とされている。この神をまた布都主剣大神、建布都大神、布都主神魂刀とも記述されているので刀剣神であることは明らかである。フツは鎮魂の効能を表わす名でもあり、刀剣をもってタマフリを行うことは大陸の刀剣祭祀が母胎となったものであろう。

- (14) 前掲(1)書 23～26頁。
- (15) 物部氏の各地の征討はその巫覡団若宮部の奉ずるフツノミタマ、その神格化フツヌシノ神の崇拜、及び社を各地に分布させた。
- (16) 「我国民間信仰史の研究」堀 一郎著、昭和50年2月、東京創元社、477頁。  
「肥前国風土記」信太郡高来里条「曰く、天地の権輿、草木言語ひし時、天より来たまへる神の名を晋都大神と称す。葦原の中ツ国を巡行りまして山河の荒梗の類を和手したまひ、化道已に畢りて心に天に帰らんと欲し、身に随へたまへる器械、甲、戈、楯、劍及び玉珪を悉く脱ぎ留めて、白雲に乗じて蒼天に還り給ふた。」  
この伝承を継承せる大社として群馬県宮町貫前神社一経津主神を祭神とす。安閑天皇3年鎮座を伝えている。この地は祭神、神勅を奉じ建御名方神と対陣せられし本陣跡といひ、貫前の名は五十田狭之小汀に十握劍を地に倒に立て踞した由来による。また建御名方神を征し後にその平国の矛を以て毛信の地を劃せられたともいわれる。稲敷郡木原村一楯縫神社、経津主神を祭神。推古天皇年創建、大神昇天に際し甲、楯を留めた遺跡と伝えられる。  
その他、阿見神社、稲田神社等々多くの例がある。
- (17) タケミカヅチの亦名にタケフツノ神、トヨフツノ神の名がある。
- (18) 前掲(1)書、131頁。
- (19) 前掲(1)書、131頁。
- (20) 前掲(1)書、36, 185頁。
- (21) 前掲(1)書、39頁。
- (22) 前掲(1)書、477頁。
- (23) 大同二年(807年) 齊部氏が対立する中臣氏と対等の地位をあげる目的で祖先の功績を強く主張する。

### 参考文献

- 「剣道の発達」下川 潮著、大正14年7月、大日本武徳会本部。  
「剣道」高野佐三郎著、昭和48年覆刻、書房高原。  
「剣道及び剣道史」高野弘正著、昭和9年12月、平凡社。  
「古代祭祀伝承の研究」山上伊豆母著、昭和48年1月、雄山閣。  
「我国民間信仰史の研究」堀 一郎著、昭和50年2月、東京創元社。  
「図説日本の歴史」三品彰英編集、昭和49年4月、集英社。  
「天皇の系譜と神話(2)」吉井 巖著、昭和52年1月、塙書房。  
「日本武器概説」末永雅雄著、昭和46年2月、社会思想社。  
「古代伝承と宮廷祭祀」松前 健著、昭和49年4月、塙書房。  
「石上神宮宝物目録」石上神宮、昭和49年10月。  
「中世芸能史の研究」林屋辰三郎著、昭和50年7月、岩波書店。  
「日本古代の伝承文学の研究」黒沢幸三著、昭和51年6月、塙書房。  
「古墳の話」小林行雄著、昭和44年6月、岩波書店。  
「日本神話の基盤」三谷栄一著、昭和49年6月、塙書房。  
「日本文化史研究」肥後先生古稀記念論文刊行会、昭和44年4月。  
「日本芸能の主流」志賀 剛著、昭和46年12月、雄山閣。  
「日本祭祀研究集成(3)」岩崎敏夫編、昭和51年2月、名著出版。  
「古典と考古学(5)」大場盤雄著、昭和51年4月、雄山閣。